明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（経済産業六）　一
○環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（環境六）　二
〔告　示〕
○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（金融庁・法務・財務一）　三〇
〔官庁報告〕
官庁事項
令和六年度地方団体の歳入歳出総額の見込額（内閣）　三〇
産　業
日本産業規格（経済産業省）　三五
〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　三五
裁判所
破産、免責、再生関係　三五
特殊法人等
独立行政法人国立美術館令和四事業年度財務諸表関係　九
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　四
会社その他
会社決算公告　九
一〇三

省令

○経済産業省令第六号

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）の施行に伴い、並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十日

経済産業大臣　齋藤　健

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（認定手続） **第四条の二**　［略］ 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～七の二　［略］ 七の三　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業が次条に定める要件に該当する場合は、第四条の二の三第一項に定める措置を実施したことを証するために必要な報告書その他の書類 八～十　［略］ 3・4　［略］ （法第九条第二項第七号の経済産業省令で定める要件） **第四条の二の二**　法第九条第二項第七号の経済産業省令で定める要件は、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業が、出力が十キロワット未満の太陽光発電設備若しくは屋根設置太陽光発電設備を用いるものでないこと又は海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「再生可能エネルギー海域利用法」という。）第十三条第二項第十号に規定する選定事業者（以下「選定事業者」という。）が提出した再生可能エネルギー海域利用法第十四条第一項に規定する公募占用計画に係るものでないこととする。	（認定手続） **第四条の二**　［略］ 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～七の二　［略］ ［新設］ 八～十　［略］ 3・4　［略］ ［新設］